

子育て中でもスキルアップ！ 資格の取得費用を一部補助します

女性のスキルアップ支援事業補助金のご案内

子育て中の女性を対象に、就労のために必要な資格または免許の取得、再就職や雇用形態の転換を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する費用の一部を補助します。

インテリア
コーディネーター

ITパスポート

医療事務

MOS



補助対象者

下記①～⑤すべてに該当する方

- ①22歳以下の子※を養育し、市内に住所がある女性
(※22歳に達した日以降の最初の3月31日を経過していないこと)
- ②対象となる資格を取得した方
- ③資格取得にかかる費用について、この補助金とは別に補助金等の交付を受けていない、または受ける予定のない方
(ただし、教育訓練給付金は除く)
- ④就業中(個人事業主は除く)でないこと、または非正規社員である方
- ⑤市民税、固定資産税及び軽自動車税の滞納がない方

補助対象経費

資格等の取得に係る講座の 受講料、受験料、入学金、教材費 及び資格取得後の 免許登録料

※教育訓練給付金の支給を受けた場合は、受験料、教材費及び資格取得後の免許登録料のみ対象

対象となる資格

厚生労働大臣が指定する 教育訓練講座
(ただし、複数の資格を取得された場合は、いずれか一つが対象となります。)
対象の資格は、教育訓練制度検索システムで確認できます。

教育訓練制度検索システム

検索

補助金の額

補助対象経費の $\frac{2}{3}$

ただし ひとり親家庭は **全額**
(年度上限額8万円、千円未満切り捨て)

手続きの流れ

※資格を取得してから補助金申請となります。



必要書類

下記①～⑧で該当するすべての書類を提出してください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②22歳以下の子を養育していることを証明する書類の写し
- ③ひとり親家庭であることを証明する書類の写し(ひとり親家庭の場合のみ)
- ④市税納付状況調査同意書(様式第2号)
- ⑤補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- ⑥資格等を取得したことを証明する書類の写し
- ⑦教育訓練給付金の支給を受けたことが確認できる書類(支給を受けた場合のみ)
- ⑧交付請求書(様式第5号)

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

申請期限

資格を取得した日が属する **年度末** まで

※年度とは、4月1日から3月31日までのことです。

予算額に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

申請方法についてはこちら

詳しくは市ホームページをご確認ください。
様式等のダウンロードもこちらから



お問い合わせ

甲賀市役所 産業経済部 商工労政課 女性活躍推進室

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

TEL.0748-69-2189 FAX.0748-63-4087